

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

（名称）

第 2 条 この会の名称は、宇陀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は、奈良県宇陀市榛原区下井足 17 番地の 3 宇陀市役所内に置く。

（事業）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を行う。

- (1) 連携計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 5 条 協議会は、別に定める委員をもって組織する。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の定数及び選任）

第 7 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監査員 2 名

2 前項の役員は、委員の中から総会において互選により選任する。

3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第 8 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監査員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（役員の任期）

第 9 条 役員の任期は、委員の任期とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

(報酬)

第11条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(総会の運営)

第12条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が指名する。

4 通常総会は、毎年1回以上開催する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

6 総会は原則として公開とする。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

2 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 協議会規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席委員の3分の2以上による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 委員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第13条第1項及び第3項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第17条 総会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、第16条第3項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(事務局)

第19条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

(業務の執行)

第20条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 事務局規程

(2) 財務規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 協議会は、第3条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程

(2) 委員等の氏名及び住所を記載した書類等

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿等

(4) 総会の議事録

(5) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿等

(事業年度)

第22条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第23条 協議会の業務に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査等)

第24条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の20日前までに監査員に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

2 監査員は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(報告)

第25条 会長は、次の各号に掲げる書類を、宇陀市長に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第26条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 2 月 26 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度については、第 22 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	委員
法第 6 条第 2 項 第 1 号の委員	宇陀市長 宇陀市副市長 (県生活交通対策連絡協議会の委員)
法第 6 条第 2 項 第 2 号の委員	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 一般貸切 (乗用) 旅客自動車運送事業者の代表者 奈良県宇陀土木事務所長 社団法人奈良県バス協会長 奈良県タクシー協会長
法第 6 条第 2 項 第 3 号の委員	奈良県警察宇陀警察署長 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者が会長が認める者 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (社) 宇陀市社会福祉協議会長 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長 奈良県企画部観光交流局長